

平成30年度「防災機能強化施設整備事業（防災機能強化事業（ブロック塀等安全対策事業））」に係る計画調書について

I 提出書類・提出方法

1 提出書類

※提出期限までに全ての書類が提出できない場合は、今回の採択事務への対応ができませんので御留意ください。

- ① 平成30年度ブロック塀等安全対策事業計画調書（様式8-1～8-2）
- ② 採択理由書（様式8-3）
- ③ 提出書類チェック表（様式8-4）
- ④ 工事予定のブロック塀等の位置を示した配置図（様式自由）
- ⑤ 工事費、点検調査費及び実施設計費に係る入札の内容が分かる書類又は見積書の写し（3社以上）
- ⑥ その他参考となる資料

2 提出方法

①申請一覧（様式1）

本様式「H30防災【ブロック塀】様式1」（Excel）は、都道府県において作成し、メールにて提出（送信先アドレス：josei2@mext.go.jp）すること。

※ファイル名は次のとおりとする。

【都道府県名】H30防災【ブロック塀】様式1

②計画調書（様式8-1～8-4）、添付資料（配置図、入札の内容が分かる書類等）

記載事項等に不備がないか確認の上、提出期限までに文書で提出すること。なお、計画調書ごとにフラットファイル・クリアファイル等でまとめる必要はなく、申請が多数の場合、都道府県単位でファイルにまとめて提出すること。

③様式8（都道府県提出用）

各学校法人から提出された「H30防災【ブロック塀】様式8」（Excel）の「都道府県用データ」シートデータを、都道府県において「様式8（都道府県提出用）」（Excel）の一つの表にとりまとめ、メールにて提出（送信先アドレス：josei2@mext.go.jp）すること。

※ファイル名は次のとおりとする。

【都道府県名】様式8（都道府県提出用）

④注意事項：提出期限までに全ての書類が提出できない場合は、今回の採択事務への対応ができませんので御留意ください。

II 申請の単位

申請は、原則学校法人が設置する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（以下「私立高校等」という。）ごとに行うものとする。なお、例えば中学校と高等学校で同一建物や同一敷地等を利用している場合は一括して申請することができる。しかし、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校、幼稚園、幼保連携型認定こども園と同一建物や同一敷地等を利用している場合は、工事予定のブロック塀等の位置を示した配置図（様式自由）に各学校の建物や敷地の利用状況が分かるように明示し、ブロック塀等の位置関係や構内の利用実態に応じて、私立高校等とそれ以外の学校種ごとに経費を按分して申請すること。また、按分方法についての計算過程を様式8-2に記入すること。

III 補助対象経費

学校施設におけるブロック塀等の外観に基づく点検や内部の点検の結果、安全性に問題があるとされたブロック塀等の安全対策に必要な経費（表1）であって、次の要件を備えているものとする。

なお、工事費は、再設置、改修を行うブロック塀等の長さ（m）に80,000円を乗じた額を上限とする。

【要件】

次の①又は②のブロック塀等の安全対策工事。

①既存不適格のブロック塀等

設置当時は建築基準法基準に適合していたが、建築基準法の改正で、以下の事項が「既存不適格」（別添参考資料「ブロック塀等に係る建築基準法施行令の主な改正経過」参照）となったブロック塀等に係る安全対策。

- ・高さ
- ・厚さ
- ・控え壁
- ・鉄筋の接合方法、モルタルの充填状況
- ・鉄筋のピッチ及び定着状況

②老朽化により亀裂や傾斜、ぐらつき等の劣化損傷が生じているブロック塀等

※劣化損傷が生じているブロック塀等の安全対策工事は、劣化損傷部分の改修等を行う工事に係る必要最小限の範囲を補助対象とする。

(表1)

経費区分	内容
点検調査費	本事業の対象となるブロック塀等に係る点検調査（※）に要する経費を対象とする。ただし、学校関係者による自主的な点検に要する経費（人件費、備品購入経費等）については、対象外とする。 ※点検調査：平成20年3月10日国土交通省告示第282号に定められている調査項目のうち、上記【要件】①、②に掲げる事項に係る外観に基づく点検及び内部の点検。
実施設計費	補助対象工事の施工範囲に係る実施設計費とする。なお、基本設計費及び監理費は補助対象外。
工事費	ブロック塀等の改修、撤去、再設置に係る経費を対象とする。なお、再設置を伴わないブロック塀等の撤去部分は補助対象外。

IV 補助対象外経費

- 1) 再設置を伴わないブロック塀等の撤去部分に要する経費。
- 2) 新設の私立高校等に係る経費。
- 3) 主として児童・生徒以外の者の利用に供する施設を区分するために設置されたブロック塀等の安全対策に要する経費
- 4) 他の国庫補助を受ける事業に係る経費（当該年度において補助を受けようとするものを含む。なお、本事業の申請と同時に他の国庫補助の申請を行うことはできない。）。
- 5) 基本設計及び工事の監理に係る経費。
- 6) 設置当時の建築基準法に適合していないブロック塀等の安全対策に要する経費。
- 7) 安全対策が必要なブロック塀等の長さ以上のブロック塀等の再設置に要する経費。

V 補助率

ブロック塀等工事（実施設計費を含む）及び点検調査に要する経費の合計の1/3以内

VI 計画調書等作成要領

1 申請一覧【様式1】

本様式は、都道府県において作成し、メールにてExcel ファイルを提出してください。

2 平成30年度ブロック塀等安全対策事業計画調書【様式8-1】

- 1) 学校ごとに別葉で作成すること。ただし、例えば中学校と高等学校で同一建物や同一敷地等を利用している場合は一括して作成することができる。なお、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校、幼稚園、幼保連携型認定こども園と同一建物や同一敷地等を利用している場合は、ブロック塀等の位置関係や構内の利用実態に応じて、私立高校等とそれ以外の学校種ごとに経費を按分して申請すること。また、それぞれの事業経費を算出するにあたって用いた合理的な按分方法を添付すること（様式任意）。
- 2) 「事業名」欄は、内定通知送付の際に使用するので、簡潔な名称にすること。
- 3) 「事前着手承認申請」欄は、当該工事について「交付内定前の事業着手承認申請書」を提出している場合は、プルダウンから「申請済」を選択すること。

4) 「1. ブロック塀等の現状」

(A) 学校全体のブロック塀等について①、②の全長、(B) 安全対策が必要なブロック塀等について④、⑤の全長を記入すること（小数点第1位未満切り捨て）。③には④と⑤の合計の全長が示される。

1つの学校に複数のブロック塀等が設置されている場合、学校に設置されている全てのブロック塀等の合計の長さを記入すること。また、例えば中学校と高等学校で同一建物や同一敷地等を利用している場合は、一括して計画調書を作成し、ブロック塀等の全長を学校ごとに按分せずに計上すること。

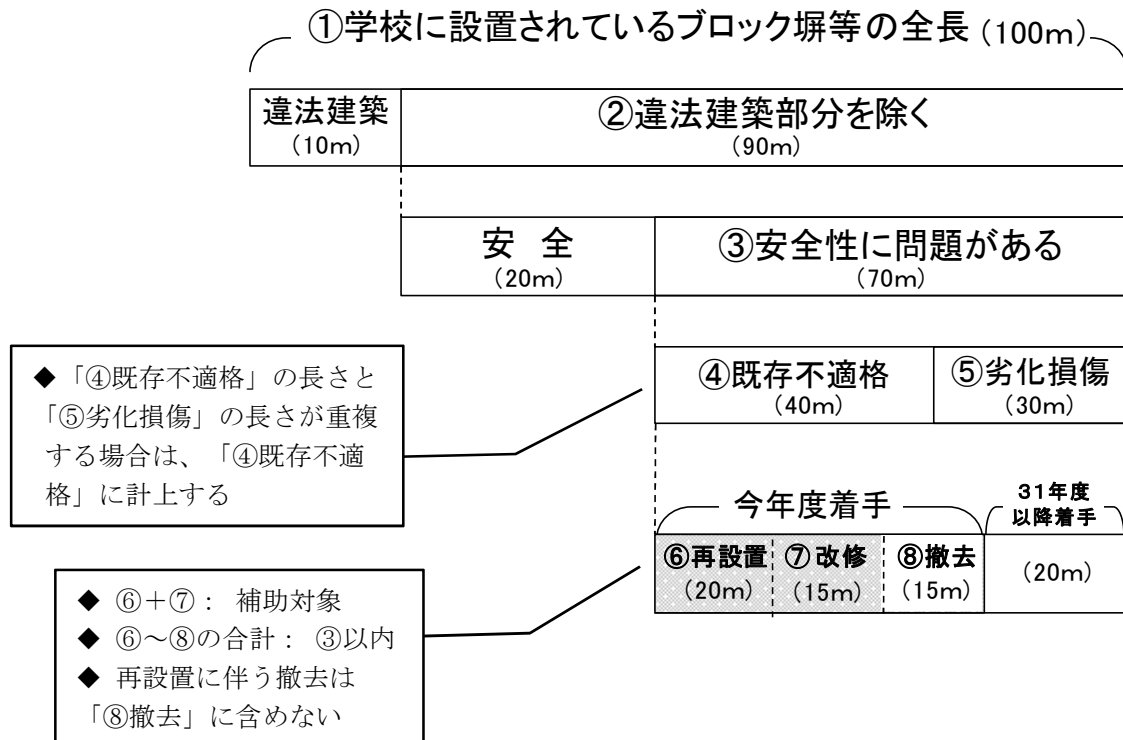
大学、短期大学、高等専門学校、専修学校、幼稚園、幼保連携型認定こども園と同一建物や同一敷地等を利用している場合は、ブロック塀等の位置関係や構内の利用実態に応じて、私立高校等以外の学校種の分を除いて、ブロック塀等の全長を計上すること。

5) 「2. ブロック塀等の安全対策」

安全対策を実施するブロック塀等について、安全対策の方法（⑥再設置、⑦改修、⑧撤去）ごとにブロック塀等の長さを記入すること。ブロック塀等の再設置に伴う撤去は⑧撤去に含めないこと。

- ・「再設置」とは、元々有しているブロック塀等を撤去後、同じ場所に新しく設置すること。
- ・「改修」とは、ブロック塀等の撤去を伴わず、補修や控え壁の設置等を行うこと。

(イメージ図)



以下の経費について記入すること。

「工事費」：「⑭ 総工事費」は施工業者の入札書の金額及び様式 8-2 の「本事業に係る工事費」と一致させること。

「⑮ ⑭のうち補助対象工事費」は様式 8-2 の「補助対象工事費」と一致させること。

「⑯ 補助対象上限工事費」は「⑥再設置」と「⑦改修」の長さの合計に 80,000 円を乗じた金額が示される。

「⑰ 補助算定上の工事費」は⑮と⑯のうちどちらか小さい方の金額が示される。

「点検調査費」：「⑱ 点検調査費」は点検業者の入札書の金額及び様式 8-2 の「点検調査費」と一致させること。

「⑲ ⑱のうち補助対象点検調査費」は様式 8-2 の「補助対象点検調査費」と一致させること。

※点検調査費については、Ⅱ補助対象経費の（表 1）を参照すること。

「実施設計費」：「⑳ 実施設計費」は設計業者の入札書の金額及び 6-2 の「実施設計費」と一致させること。

「㉑ ㉑のうち補助対象実施設計費」は様式 6-2 の「補助対象実施設計費」と一致させること。

「㉒ 補助対象事業経費」は⑰、⑲、㉑の合計額が示される。

3 工事費・点検調査費・実施設計費の内訳【様式 8-2】

- 1) 様式 8-1 の事業経費の内訳を項目ごとに記載すること。様式には、按分や補助対象外による経費についても記入することとし、入札金額との整合性を取れる形で作成すること。なお、消費税などについては、適宜按分し、分かりやすく記入すること。
- 2) 「工事区分」欄は、「撤去」、「設置」、「改修」、「その他」等を記入すること。
- 3) 「内容」欄には、工事区分の具体的な内容を記入すること。
- 4) 「数量」欄は、施工面積・幅・長さや購入数量が明らかな場合は、「一式」ではなく、単位とともに記入すること。
- 5) 様式の欄が不足する場合や、様式では記載し難い場合は、欄を広げるか、又は適宜別紙（様式任意）に記入することとし、1 枚に納めるために省略することのないようにすること。

4 採択理由書【様式 8-3】

- ①採択理由書は事業ごとに記入すること。なお、施工業者・設計業者・点検調査業者が分かれる場合は、それぞれ別葉で作成すること。
- ②施工業者等が複数にわたる場合はそれぞれ別葉で作成し、それぞれの「採択業者」の入札金額の合計を以下のように一致させること。
 - ※ 入札金額と一致させる金額
 - ・施工業者の採択業者入札金額：様式 6-1 の「⑭総工事費」
 - ・点検業者の採択業者入札金額：様式 6-1 の「⑱点検調査費」
 - ・設計業者の採択業者入札金額：様式 6-1 の「⑳実施設計費」
- ③補助金の効果的配分を推進する観点から、計画の策定に当たっては価格の妥当性等を十分勘案し、補助対象事業経費が適正かどうかについて特に留意すること。
- ④「業者採択理由欄」には、入札の状況、工事内容等を比較した結果などを具体的に明示すること。また、入札に参加した業者の選定理由についても記入すること。

5 工事予定のブロック塀等の位置を示した配置図（様式自由）

- ①できるだけ、簡潔にまとめたものを提出すること。
- ②同一建物や同一敷地等を複数の学校で利用している場合は、各学校の建物や敷地の利用状況について、マーカー等を用いて分かりやすく明示すること。

6 入札の内容が分かる書類又は見積書の写し

私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究装置等施設整備費（私立高等学校等施設高機能化整備費））交付要綱第 10 条において、補助事業の遂行については、国の契約及び支払に関する規定の趣旨に従い、公正かつ最少の費用で最大の効果をあげ得るように経費の効率的使用に努めることを求めている観点から、入札書等の提出に関しては以下のように行うこととし、事業経費が適正かどうかについては特に

留意すること。

- ①原則として国又は地方公共団体の契約方法（別添「建設工事等に係る補助事業遂行にあたっての留意事項」参照）にならい、入札等の競争性のある契約方法により契約の相手方及び契約金額を決定すること。入札によらない場合であっても、3社以上の業者による見積り合わせにより決定すること。ただし、やむを得ずこれらの方法によることができない場合は、当該やむを得ない理由及び契約金額の適正性について、採択理由書（様式8-3）に具体的に記入すること。
- ②業者の入札書の写しは、入札書右上に、採択した業者については「採択」と朱書きして、入札金額の合計金額及び内訳が分かるものを提出すること。不採択の業者については「不採択」と黒字で記入し合計金額がわかる部分のみを提出すること。
- ③入札書の写し等には、理事長が原本証明をすること。（なお、原本証明する添付資料の一覧を、理事長の押印付の公文書にて提出することでも可能とする。）
- ④補助事業が補助対象と対象外に分かれる場合は、採択業者の入札書の写し等にマーカー等を用いてわかりやすく明示すること。

7 その他参考となる資料

必要となる部分のみを抜粋し、できる限り枚数を少なくすること。